

3 内閣府への事前相談

① 事前相談の受付

相談したい内容が固まった段階で、内閣府への事前相談を行います。

内閣府では、それぞれの団体から寄せられた事前相談について、提案募集の対象であるか、支障事例の具体性、制度改正の必要性や効果等、様々な観点から精査します。

なお、事前相談受付時には、全国の団体から多くの相談が寄せられることから、早めにご相談いただければ、内閣府からより多くの助言を行い、支障事例・制度改正による効果が具体的に明記された、説得力をもった提案にすることが可能となります。

● 寄せられた事前相談を内閣府が精査する際の着眼点

- ▶ 相談内容は提案募集の対象であるか
- ▶ 支障事例や根拠法令が具体的に記載されているか
- ▶ 行政事務効率化や住民サービスの改善に資する具体的な内容が記載されているか(制度改正の必要性や効果)
- ▶ 抽象的な理念論(「べき論」)だけの提案になっていないか
- ▶ 過去の提案募集における検討結果や、地方分権改革に関する過去の議論において、提案内容がどのように取り扱われているか
- ▶ 各府省の審議会や検討会等において、提案内容がどのように取り扱われているか
- ▶ 過去に国に相談したことはあるか(過去の国への相談内容や経緯)
- ▶ 提案団体のみならず、多くの地方公共団体においても効果のある提案内容であるか

② 事前相談を通じた支障事例・論点の明確化

現場の支障事例を、有効なデータや住民生活に影響を与えている事例などで補強することは、各府省に検討や制度改正の契機を与えるものとなります。提案団体と内閣府が協力して提案の裏付けとなる資料を整理し、制度改正を求める論点を探っていきます。

● 支障事例・論点の明確化のため、内閣府が行う助言の主な内容

- ▶ 過去の提案募集の議論等を踏まえ、支障を解消するために考えられる制度改正の方向性
- ▶ 各府省や団体との調整経験を踏まえ、提案の説得力を高めるため、必要と考えられる事実関係やデータの提供依頼



事前相談例

<大阪府からの事前相談>



空家の所有者等を調査するにあたり、他市区町村へ郵送による戸籍の公用請求^(※1)を行っているが、件数が多い上に、大変時間もかかる(年間500件以上の公用請求を行っている市区町村もある)。市区町村の空家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システム^(※2)を直接利用できるようにしてほしい。

<内閣府からのコメント>

- 所有者等を調査するために、どのくらいの件数の空家に関して延べ何件くらい戸籍謄本等の公用請求を行ったのか、また、戸籍謄本等を請求しなければ所有者等が特定できない空家は全体の何割程度かというようなデータがあると、より説得力が出ます。
- 空家対策担当部局の職員が戸籍情報連携システムを直接操作できるようにすることを求める提案は、戸籍の秘匿性の観点(戸籍の情報の保護や戸籍事務に対する国民の信頼の確保が求められていること)からハードルが高いので、戸籍部署の職員がシステムを操作する点については変更を求めず、戸籍情報連携システムの間接的な利用により、空家対策担当部局の職員が本籍地に関わらず同じ市区町村内の戸籍部署へ公用請求することを可能とするよう求める提案の方が実現しやすいです。



<大阪府からの提案>

空家の所有者等を特定するため、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村に対しても戸籍謄本等を公用請求できるようにしてほしい。



【東大阪市での事例】

当該年度に
市に苦情通報のあった空家の件数と
そのうち公用請求を行った空家の件数

- 平成30年度 117件/471件 (約25%)
- 令和元年度 72件/214件 (約34%)
- 令和2年度 58件/190件 (約31%)

左記のうち、
戸籍の公用請求を行った回数

- 平成30年度 約580回
- 令和元年度 約430回
- 令和2年度 約580回

本提案については、令和3年の対応方針において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされています。

※1 国又は地方公共団体の機関が法令に定める事務の遂行のために必要である場合において、住民票の写しや戸籍謄抄本等を請求すること

※2 国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用し、令和5年度に構築される新システム



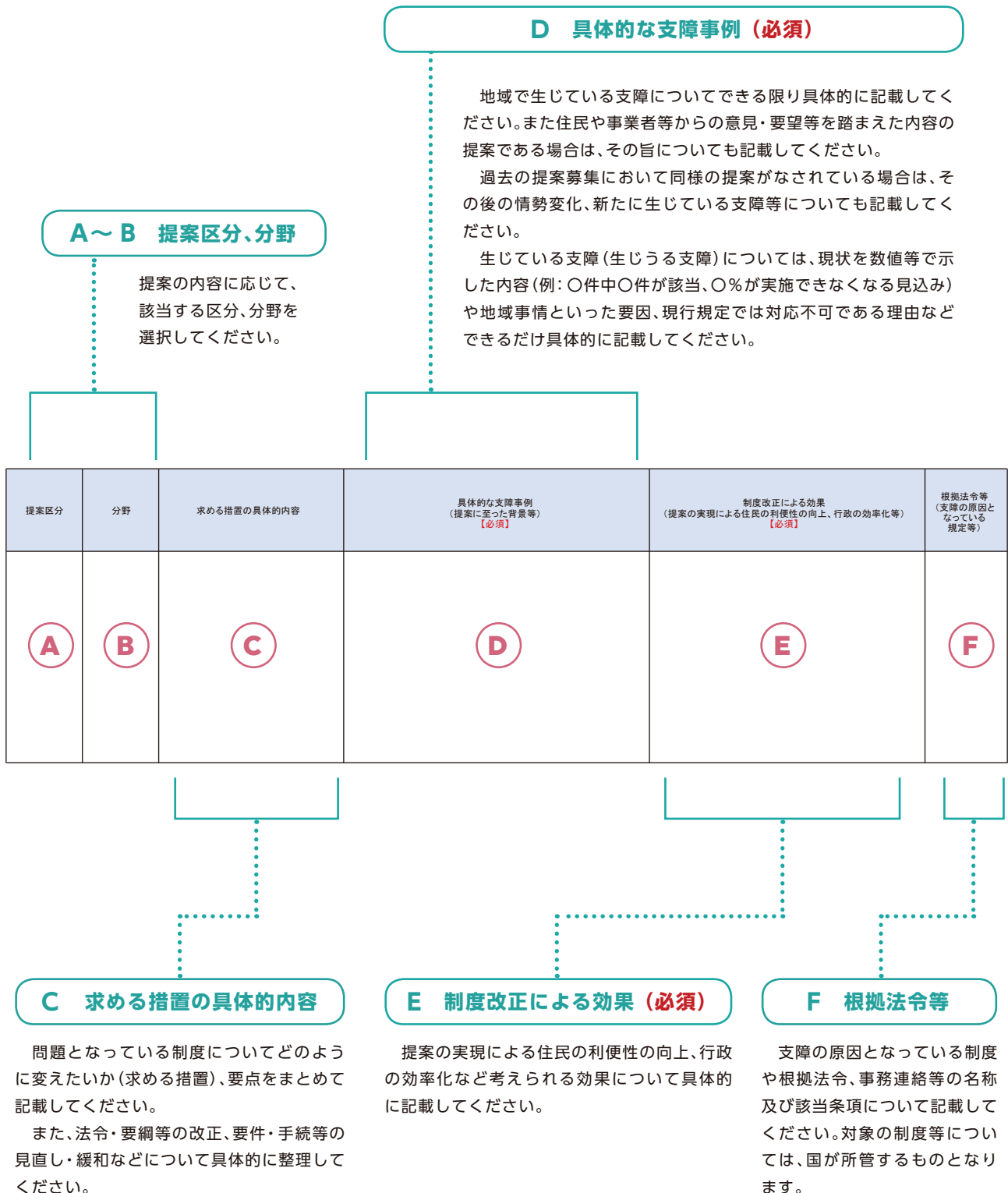
この事例での
アドバイスのポイント

- ◎ 説得力を高めるデータの提示
- ◎ 実現可能性の高い支障解消方法

③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和3年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

Q その他

提案内容について特記事項等があれば記載してください。

G 制度の所管・関係府省

対象となる制度や根拠法令を所管する府省名を記載してください。

H～L (必須)
団体所在都道府県、団体区分、団体名、所属・相談者名、相談者連絡先

提案団体名、相談者、連絡先等について記載してください。

O～P
他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否、共同提案の受入可否

提案の説得力を高めるため、共同提案を推進しています。他の地方公共団体へ相談内容の情報提供や共同提案の受け入れの可否について記載してください。
※共同提案の詳細は(P.20～21)を参照

制度の所管・関係府省	団体所在都道府県【必須】	団体区分【必須】	団体名【必須】	所属・相談者名【必須】	相談者連絡先(電話番号、Eメールアドレス)【必須】	相談事項に係る政府での検討経緯、国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績(過去の提案募集、構造改革特区、規制改革等)	相談事項に関係する他の地方公共団体等の状況等(今後の予定も含む)	他の地方公共団体への相談内容の情報提供の可否	他の地方公共団体による共同提案の受入可否	その他(特記事項)
G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q

M
相談事項に係る政府での検討経緯、国への提案・要望等の状況及び制度所管部署等への相談実績

相談内容について過去の提案募集における検討など政府での検討状況等があれば記載してください。また、国や県等への要望、相談等実績があれば記載してください。

※過去の提案実績の確認については、データベース(P.14)をご活用ください。

N
相談事項に関係する他の地方公共団体の状況等

提案により生じうる留意点等に関して、他の地方公共団体等と調整を行っている等の場合には、その状況について記載してください。

また、相談内容について他の地方公共団体等においても同様の支障が生じているなど、状況を把握しているものがあれば記載してください。

4 共同提案・追加共同提案

① 共同提案

提案募集方式では、「全国的な制度改革に関わる提案」を募集の対象としています。そのため、提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同で提案を行う「共同提案」も行っています。共同提案を通じて、より多くの地方公共団体等から支障事例や制度改革による効果が集まり、提案内容の説得力を高めることができます。

共同提案には次ページの事例のように、

- < 1 > 提案団体等が自主的に他団体と連携して行う場合 のほか、
- < 2 > 内閣府が早期に頂いた事前相談の情報を他団体に提供して共同提案を推進する場合 があります。

② 追加共同提案

提案受付終了後に内閣府から各地方公共団体等へ「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強等に関する照会を行います。多くの団体が提案の趣旨に賛同の上、追加共同提案団体として名を連ねていただいたり、同様の支障事例を寄せていただくことが、提案内容のさらなる充実を図り、各府省の真摯な検討を促す原動力となりますので、こちらもぜひ活用をご検討ください。

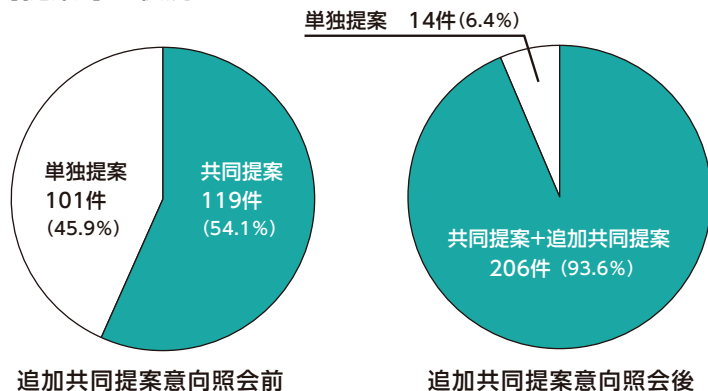
<スケジュール例(令和3年)>

2月25日	事前相談・提案受付開始
4月20日～5月10日	早期に頂いた事前相談の情報提供
5月14日	事前相談受付終了
6月8日	提案受付終了
6月10日～24日	* 内閣府から全地方公共団体等へ追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関する照会 * 団体等が、内閣府からの照会に回答
7月2日	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において提案状況を報告

(参考) 令和3年提案における共同提案等の状況

令和3年においては、提案受付終了時点では半数の提案において共同提案が行われています。

また、追加共同提案後には、約9割の提案において共同提案等が行われています。



高知県・県内市町村、近隣県（四国4県）等との広域連携による共同提案の例

<1>の事例

森林法に基づく行政機関による 森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

【提案団体】高知県・北海道・徳島県・香川県・愛媛県・安芸市・四万十市・香美市・大豊町・佐川町・梶原町（1道4県3市3町）

<取組内容>

高知県内市町村では森林の土地の所有者の探索に関する業務が増大し、多大な時間と労力を要していました。こうした声を受け、県において提案の検討を始めましたが、提案内容の当事者が市町村であるために、県による単独提案では具体的な支障事例についての説得力が弱いという課題がありました。

そこで、内閣府からのアドバイスを参考に、県内市町村との共同提案に向け、アンケート調査を行い、県内全ての市町村から提案の必要性について賛同を得るとともに、具体的な支障事例を集めることができました。最終的には、県内6箇所ある林業事務所管内を代表する市町及び、同様の課題を有する四国各県等との共同提案に至りました。

県内市町村及び四国各県等が連携し共同提案を行ったことで、相互に支障事例の補強を図り、提案の説得力をさらに高めることができました。

<共同提案形成の流れ>

- 平成31年1月～ 提案に向けた県での検討
- 4月～ 県内市町村に対し、具体的な支障事例のアンケート調査
- 令和元年5月 県内全市町村から賛同、各林業事務所管内の代表市町と共同提案について合意
- 同月 四国各県の提案に対する共同提案の意向調査（愛媛県とりまとめ）において、共同提案に賛同
- 6月 意見集約、共同提案提出

「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用した共同提案の例

<2>の事例

家畜伝染病に係るワクチン接種を 家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

【提案団体】長野県・宮城県・千葉県・山梨県・岐阜県・静岡県（6県）

<取組内容>

豚熱のワクチン接種については、実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、効率的かつ継続的なワクチン接種体制を確保することが困難となっていることから、長野県は、民間獣医師による豚熱ワクチン接種の実施を可能とすることを提案しました。

提案にあたっては、提案内容を補強するため「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用し、内閣府を通じ他の地方公共団体に意見等を募集した結果、他県から追加の支障事例や賛同意見が示され、長野県の働きかけにより6県による共同提案につながりました。

<共同提案形成の流れ>

- 令和2年4月中旬 長野県から事前相談
- 同月下旬 内閣府から当該事前相談の内容を各地方公共団体に情報提供
他県から支障事例・賛同意見の提出
- 6月上旬 長野県を含む6県から共同提案

5 地方公共団体からの派遣職員の紹介

安心して「提案募集方式」をご活用いただけます！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、31名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい(令和3年12月時点)。

私たちにご相談ください！ ～地方公共団体からの派遣職員～

